

表彰規定

第1条 次に該当する者が退任する場合には、表彰状を贈呈する。

- (1) 単位高校PTA会長
- (2) 単位高校PTA副会長として3年以上連続して、その職にあった者
- (3) 本連合会女性委員長

第2条 上記の表彰は原則として単位高校PTAの推薦にもとづき、理事会にはかり会長がこれを決定する。

第3条 次に該当する者が退任する場合には、感謝状を贈呈する。

- (1) 本連合会会長
- (2) 本連合会副会長として2期以上その職にあった者
- (3) その他本連合会の目的を達成するため特に功績があったと認められる者

第4条 上記の表彰は、理事会にはかり会長が決定する。

附則

この規定は平成5年5月12日から施行する。

平成24年4月21日一部改正

令和5年4月17日一部改正